

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	高橋 ひでとし
視察地	兵庫県洲本市		
調査事項	ハラスメント防止対策について		
視察年月日	令和6年7月9日		
視察内容	1 日時等 (1) 令和6年7月9日9時30分～11時30分 (2) 場所 洲本市役所6階会議室 2 具体的内容 (1) 洲本市議会基本条例制定の経緯 平成18年市町村合併後、新たな議会における議員定数削減の市民要望があり、これに議会として対処する過程において、議会の広報活動及び政治倫理の明確化の見地から、同市議会議員政治倫理条例の策定に至った。 (2) 同市条例の特色 ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメントを主たる対象とした防止条例であること ・現にハラスメント事案が近時発生した。具体的には、憶測に基づく質疑を行う議員の発言（誤解を招くような発言、セクハラ）について、問題提起がなされ、これに対する条例に基づく審査がなされた。顧問弁護士の意見を聴取した上で、審査会審査の結果、ハラスメント認定がなされ公表がなされた。 3 私見 (1) 独立した条例制定に至った理由 同市としては、上記条例制定の経緯から、特段の検討はなく、独立した条例に至ったに過ぎないとのことであるが、本市としては、その必要性を含め精査すべきと考えられる。 (2) 調査の際の秘密秘匿及び結果の公表における配慮 同市としては、制定の必要性判断のための調査等は実施しなかったとのことであり、その公表の際の配慮等もなかったとのことであるが、本市においては、プライバシー保護に配慮する必要があると思料される。 (3) 申請への審査過程 ・申請窓口の要否について、同市としては、議会事務局への申請書式を策定しておりこれを提出するよう定めているとのことであるが、本市としては、被害者が申告し易いよう、専門の窓口を設置すべきである。 ・委員等の選任について、同市としては、各会派からの選出議員で構成されるシステムであるが、判断結果の政治的中立性確保の見地から、本市においては、議員による恣意的制度濫用を防止するため、第三者性を付与し、委員選任も弁護士を含む第三者性ある組織構成を実施すべきである。		

(様式)

(4) パワーハラスメント以外のハラスメント（モラハラ等）への対応

同市としては、条例に追加して規律すべきとの意見もあったが、他のハラスメントについては他条例により規律されているので対応としては十分であることを考慮し、現時点では不要と考えているとのことであり、本市においても、他条例等で他のハラスメントへの対応が可能であるか否かは精査し、ハラスメント条例の内容を検討すべきである。

(5) 不服申立て手段

同市としては、不服申立て手段を設定していないとのことであるが、上記の通り、審査過程における政治的思惑排除が完全にはなされていないことにかんがみ、本市としては、被処分者が事実認定を争いうる何らかの不服申立て手段を検討すべきである。

(6) 職員間のハラスメント対策との関係性

同市としては、職員間のハラスメント対策については、特段の定めはないとのことである。本市としては、法体系上のバランスを考慮し、議員のみならず、職員の間ハラスメント対策についても、別途、検討していくべきものと考えられる。

以 上

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委員会名	議会運営委員会	委員名	高橋 ひでとし
視察地	三重県四日市市		
調査事項	ハラスメント防止対策について		
視察年月日	令和6年7月10日		
視察内容	1日時等 (1) 令和6年7月10日9時30分～11時30分 (2) 場所 四日市市役所 11階会議室 2 具体的内容 (1) 四日市市議会におけるハラスメント規律創設の経緯 四日市市議会基本条例中の政治倫理規定に基づく規律の現実化の見地から、令和4年3月、議員提案により市議会ハラスメントの防止等に関する条例が制定された。その経過としては、議員政策研究会の提言に基づく研究から発案に至ったものであり、当初、政治倫理要綱による規律があったが、ハラスメントにつきより明確化の見地からさらにハラスメントに特化した条例が策定された。なお、職員間のハラスメントについては、制度的担保が存在したが、議員を対象とした規律がなかったことから上記提言が示されたものである。 (2) 同市ハラスメント条例の特色 ・議長の責務としての相談体制の確立が規定されているものの、調査及びこれに基づく公表等の制裁措置は定められていない。 ・議員の責務としては、プライバシー保護、研修等の実施などが定められており、これを通じてハラスメント防止を図っている。 ・条例のみならずハラスメント防止のための行動指針が規定されている。 ・相談窓口は議会事務局。事案に応じて顧問弁護士と相談のうえ対応を検討するという制度設計になっている。 ・相談窓口たる事務局の職務は、事実関係の調査にとどまり、認定された事実に基づくハラスメントとの評価については、顧問弁護士に委ねている。 3 私見 (1) 同市においては、公表等の制裁措置が定められていないことから、ハラスメント防止にかかる実効性が確保されているのかとの問題があるが、上記条例制定から公表等の制度が採用されなかったというものであり、抑止効果を重視したとのことである。本市としても、抑止効果を重視し議員各人の規律を尊重するという見地からすれば、制裁等の制度的担保を予め置かないという制度設計も考えられる。 (2) 上記2(2)の通り、同市においては、ハラスメント防止対策として、議長の必要な相談体制の整備及び議員の説明責任が明記されている。本市としても、議長の責務及び各議員の責務として、同市の各責務規定を参考として、同旨の立法趣旨をとるのであれば同様に必要		

(様式)

かつ相当な規律を策定すべきものと考えられる。

- (3) 同市では、ハラスメント条例の提言については、上記の通り議員政策研究会という議員間の政策勉強会による検討からスタートしている。本市においてもそのような政策立案制度を創設し、同制度を通じた政策立案の充実を図るという手法も極めて有効であると考えられる。
- (4) 今後の本市におけるハラスメント対策を検討するにあたり、洲本市のような問題発生後における調査及び制裁措置の策定という方向性も考えられるところであるが、他方で、議員の自律性尊重の見地から四日市市のように、調査及び制裁措置を条例ではあえて策定しないという選択肢も十分に考えられるところではないかと思料する。他方、同市では、現実にはハラスメント問題が発生しており、これに対する対策が議論されている。具体的には、議会が契約している顧問弁護士が重要な役割を担っており、調査およびその後の注意、指導に至る場面をより詳細に条例に制定すべきとの検討がなされており、本市としても、そのような議論を加味して制度設計時において、調査及びその後の制裁措置の策定も予め策定しておくことも必要であるとも考察されるので、この点については、本市での討論検討が必要であろう。

以 上

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

議会運営委員会行政視察報告書

委 員 会 名	議会運営委員会	委 員 名	高橋 ひでとし
視 察 地	長野県長野市		
調 査 事 項	ハラスメント防止対策について		
視察年月日	令和6年7月11日		
視 察 内 容			
1 日時等			
(1) 令和6年7月11日9時30分～11時30分			
(2) 場所 長野市役所7階会議室			
2 具体的内容			
(1) 長野市議会におけるハラスメント規律創設の経緯			
令和3年8月、男女共同参画推進に向けた法律施行に伴い、政治倫理の一環としてのハラスメント防止を検討することになり、その後の審議を経て、令和4年8月、ハラスメント防止要綱が策定施行された。その際、ハラスメントの定義等については、人事院及び他自治体の規定等を参考とした。なお、政治倫理規律については、平成20年の市議会議員の違法行為が報道され、これに対する対処として、政治倫理規定策定の機運が高まり、審議を経て、平成21年9月、同市議会基本条例とともに政治倫理に関する条例が併せて制定された。			
(2) 同市ハラスメント条例の特色			
ア 上記策定の審議において、ハラスメントの定義を明確化しつつ、モラハラ等の様々なハラスメントへの規律のために、条項に「等」という文言を入れている。			
イ 当初の素案には、違反者に対する社会的制裁としての公表を明記していたが、その後の審理において、地方自治法134条違反の可能性が指摘されたことから削除に至ったとのことである。			
ウ 苦情処理窓口による対応。同窓口への申告があった事案については、調査委員会を設置する旨を要綱では定めており、具体的な調査委員会の内容は、別途確認事項として規定している。			
3 私見			
(1) 同市においては、上記(2)ウの調査委員会が設置、審理されたことはこれまでなく、あくまで見込みにすぎないものの、委員の属性としては、各会派選出議員による構成を予定してよとのことである（ただし、参考人制度を活用し、専門家の意見は尊重していく旨を想定している）。これでは、事実認定及び評価における政治的中立性が担保されない可能性が認められることから、本市においては、調査を実施するにあたっては委員構成を含めて中立性を担保すべき制度設定を検討すべきである。			
(2) 同市においては、上記(2)イの通り、制裁としての公表は削除されたとのことである（ただし、ハラスメント該当性判断が示された場合、議会運営委員会に報告がなされる制度設			

(様式)

計となっており、その後の処分等については同委員会においての対応を想定している。)。本市においては、ハラスメント防止の実効性をいかに図るかという見地から、公表を定めるとの可能性については適切に検討していくべきものと思料される。

(3) 同市においてハラスメントの規律を条例ではなく要綱として規定したのは、あくまで制定時期の他自治体を参考としたにすぎないことが主たる理由であった旨の回答があった。本市においては条例という法令による規律によるのではなく、要綱に基づく規律の方が、時代の変遷による概念の変化により柔軟に対応できるというメリットも考慮して、あえて要綱で定めるという手法も適切ではないかと考えられる。

(4) 同市においては、市役所職員間のハラスメントについては別途要綱が定められているとのことである。本市においても、市役所職員間のハラスメントについては同様に要綱が定められていることから、議員に対する規律について、同市と同様に要綱で規律することは法体系上のバランスを考慮すれば、妥当ではないかと考えられる。

以 上

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。